

# 保健福祉だより

## 9月

### ○事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
3	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びそのほかの後遺症者	保健福祉センター
15	月	敬老会	T12年3月31日以前に出生した人及び70才以上の一人暮らし老人	農村環境改善センター
16	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	保健福祉センター
17	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びそのほかの後遺症者	保健福祉センター
18	木	子育て教室	保育園入園前の幼児と保育担当者	保健福祉センター
24	水	乳がん自己検診講習会 同時に乳がん検診を行います	35才、40才、45才の婦人	保健福祉センター
30	火	1才6か月児健診	平成8年2月1日から5月31日までに生まれた人	保健福祉センター

犬の引き取り日 25日(木)  
取り締まり日 9日(火)・26日(金)

### ◆クローバー教室

日	曜	機能訓練内容
2	火	組ひも、ちぎり絵
16	火	組ひも、ちぎり絵

会場 保健福祉センター  
時間 午後1時30分  
バスを運行します。

# 医療保険制度 老人保健制度 改正のお知らせ

## 国保コーナー

70歳(寝たきりなどの人は65歳)以上の人に適用されます。

### ■資格の開始・加入の届け出

老人保健法による医療は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人はその月)から開始されます。加入の届け出は、70歳の誕生日から14日以内に行ってください。

届け出に必要なもの  
●印かん  
●保険証

### ■窓口で支払う一部負担金

- 1日500円** (平成9年8月31日までは1か月1,020円)  
外来⇒同じ医療機関において1か月4回まで負担します。(最高2,000円)
- 1日1,000円** (平成9年8月31日まで1日710円)  
入院⇒老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯等は1日500円を負担します。  
※平成9年8月31日までは1日300円を2か月間だけ負担します。

☆一部負担金は平成10年度以降も改正が予定されています。

### ■お医者さんで提示するもの

- 国保の保険証 ●健康手帳 ●医療受給者証

新しい保険証の記載内容を確認し、次の様な場合は住民税課保健福祉係へ届け出てください。

- 記載事項に誤りがある場合
- 8月1日以降に出生・死亡・転入・転出・社会保険の加入脱退などの異動があったとき

医療期間への提示は、忘れずに

現在、病院や医院に通院または入院中で、9月1日以降も引き続き診療を受ける人も

### ■外来時の薬剤負担が変わります。

外来診療を受け、薬剤を処方してもらうとき、これまでの定率負担(老人保健は定額負担)に加え、その日数や種類数に応じて、下記の金額を別途負担していただきます。

### 外来時薬剤の一部負担(平成9年9月1日～)

内服薬(1日分)		外用薬(1調剤分)	
1種類	0円	1種類	50円
2~3種類	30円	2種類	100円
4~5種類	60円	3種類以上	150円
6種類以上	100円	頓服薬(1調剤分)	
		1種類	10円

☆住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人及び6歳未満の乳幼児は、上記の負担が免除されます。

### 年金コーナー

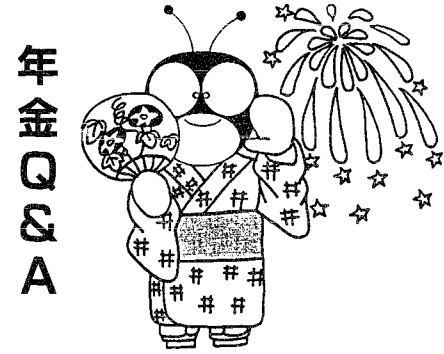
## 20歳になったら 国民年金に 加入しましょう

20歳になったばかりの若いみなさんに、40年後や50年後の自分が想像できるでしょうか?  
「そんな遠い将来のこと?」  
と、思うでしょう。  
でも、誰にでも老後を迎える日が来るのです。  
私たちは、世界で一番の長寿国に住んでいます。長生きできることは、とても、すばらしいことですが、それだけ自分の一生をながい目でみた人生設計が大切なものになってきたといえるでしょう。  
国民年金はお年寄りになっ

**年金を受けている人が死亡したときは速やかに届出しましょう**

国民年金から年金を受けている人が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を役場に提出しなければなりません。  
死亡した以降も年金が支払われると、過払いとなった年金を遺族の人などからお返しいただくこととなりますので、速やかに届出をしてください。

たときの「老齢基礎年金」だけでなく、万一のときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を、生活保障として給付し、みなさんの将来を支えます。  
国民年金には、20歳から60歳までのすべての人が加入します。  
20歳になったら、国民年金!



### 年金Q&A

Q、主人と2人で農業を営んでいます。忙しくて、国民年金の保険料を、ついつい納め忘れてしまうことがあります。何か、よい方法はないでしょうか?

A、便利な口座振替をお勧めします。毎月の納める手間は、役場で行ってくださいます。国民年金の保険料は忘れずに納めましょう。

## 国民保険証が変わります。9月からの保険証の色は桃色に

現在、加入者の皆さんが使用されている国民健康保険証は、8月31日で有効期限が切れます。9月1日からは、桃色の保険証を使用してください。なお新しい保険証は8月下旬に郵送します。

**記載内容の確認を**

新しい保険証の記載内容を確認し、次の様な場合は住民税課保健福祉係へ届け出てください。

**古い保険証は破棄を**

有効期限が過ぎたら古い保険証は自分で破棄するか、役場住民課へお持ちくださるようお願いいたします。

### 国民健康保険とは

みんなの健康を守る大切な制度です。

突然の病気

万一の事故

突然の病気、万一の事故に備え、みなさんの保険料(税)や国・県からの補助で医療費を助けています。